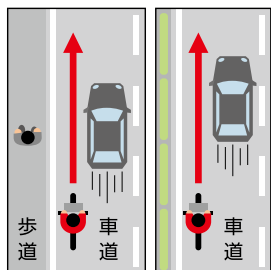


自転車の正しい通行場所は？

道路（車道の左側）の端を通行しましょう



(歩道あり) (歩道なし)

歩道と車道の区別がある道路では車道の左側、歩道がない道路では車道の左側によって通行しなければなりません。

このような場合は歩道通行が可能です

- ①『歩道通行可』を示す標識などがある
- ②標識などがない場合でも、以下の場合は歩道を通行することができます。
 - 13歳未満の子どもや70歳以上の方が運転するとき
 - 身体の不自由な方が運転するとき
 - 車道で道路工事をしているとき
 - 道幅が狭く、車が多いとき
 - 車道通行が危険なとき



『歩道通行可』を示す標識など

「自転車に 免許はなくても ルールあり」

- 一時停止場所では必ず停止し、左右の安全を確かめて通行しましょう
- 携帯電話やスマートフォンを操作しながら、また、イヤホンをしたままでの運転はやめましょう
- 夜間はライトを点灯しましょう
- 飲酒運転、2人乗り、並走は禁止です
- 歩道での走行時は、徐行をするなど歩行者の安全を確保しましょう
- 歩行者が多い駅前や体の不自由な方の近くでは、自転車を降りて押して歩きましょう
- 日頃からブレーキや前照灯などの点検をしておきましょう
- 右側通行は逆走です。車道の左側を通行しましょう

自転車は、誰でも気軽に乗ることができる便利な乗り物です。運転するための免許も必要ありません。しかし、自転車は道路交通法上、「軽車両」に分類される乗り物で、走行時に守るべきルールとマナーがあります。

平成25年中に、市内で発生した自転車事故は127件。残念ながら、この中の多くは自転車を運転する側のルール違反が原因です。24年と比べ、マイナス4件と減ってはいます。

が、自動車の運転同様、譲り合いなどを心掛け、思いやりのある運転が必要です。交通ルールとマナーを遵守し、正しく自転車に乗るよう、心掛けてください。



市内自転車事故件数

	件数	重傷者数	軽傷者数
平成24年	131	5	133
平成25年	127	6	118
前年比	- 4	1	-15

閩 地域自治推進課 ☎(235)4789

交通ルールの遵守とマナーの向上を
5月は自転車マナーアップ強化月間

えびな市民活動センター ふさわしい愛称に一票を！

閩 市民活動推進課 ☎(235)4794
FAX (231)2670



市民投票を実施します

えびな市民活動センター交流館と、今秋完成予定のレクリエーション館の愛称を募集したところ、175件の応募がありました。

選考委員会で審査を行った結果、次の10組（下表参照）が最終候補となりました。この10組の中から、市民投票で両館の愛称を決定します。ぜひ、皆さんの投票をお願いします。



レクリエーション館
イメージ図



番号	交流館	(ふりがな)	レクリエーション館	(ふりがな)
①	ピナレッジ	びなれっじ	ピナスポ	びなすぽ
②	スマイルホール	すまいるほーる	フレッシュホール	ふれっしゅほーる
③	ふれあいプラザ	ふれあいぷらざ	健康プラザ	けんこうぷらざ
④	キサク館 (KISAKU)	きさくかん	キラク館 (KIRAKU)	きらくかん
⑤	A-na館	えーなかん	B-na館	びーなかん
⑥	com・ce (コムチェ)	こむちえ	spor・ce (スポルチェ)	すぼるちえ
⑦	〈えびな〉ふれあいプラザ	えびなふれあいぷらざ	〈えびな〉リフレッシュプラザ	えびなりふれっしゅぷらざ
⑧	絆館	きずなかん	遊友館	ゆうゆうかん
⑨	海老名わくわく館	えびなわくわくかん	えびな元気館	えびなげんきかん
⑩	えびセン	えびせん	えびすぽ	えびすぽ

▶期間 5月1日(木)～20日(火)

▶対象 市内在住・在学・在勤の方

▶申し込み 投票用紙または任意の様式に、投票する愛称番号・住所・氏名（ふりがな）・電話番号を記入し、直接または郵送、ファクスで市民活動推進課またはえびな市民活動センター交流館へ。市ホームページ受付フォームからも申し込み可。

▶その他 投票は一人1票のみ。2票以上投票した場合は無効となります。また、市ホームページで上記愛称の理由も公開しています。応募の詳細は、同課へお問い合わせください。